

入札参加にあたっての留意事項

入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令、美郷町財務規則、建設工事等競争入札心得、入札公告、指名通知書、仕様書、図面及び契約書案のほか、次の事項に留意してください。

1 技術者の適正配置について

建設業法に規定している次の事項を遵守してください。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 下請契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。

2 配置する技術者の資格について

一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。

- (1) 4,500万円以上8,000万円未満の工事の場合は、原則として1級建設機械施工技士、2級の建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、2級の土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。
- (2) 8,000万円以上の工事の場合は、原則として1級建設機械施工技士又は1級土木施工管理技士又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）であって、監理技術者資格証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。

- (3) 4, 500万円未満の舗装工事（軽微な舗装工事を除く）の場合は、2級以上の舗装施工技術管理者
- (4) (1) 及び (2) の場合において、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）による改正前に第二次試験のうち技術部門の選択科目を「農業土木」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「農業農村工学」とするものに合格した者とみなすこととする。
- (5) (1) 及び (2) の場合において、「1級建設機械施工技士」は「1級建設機械施工管理技士」と、「2級建設機械施工技士」は「2級建設機械施工管理技士」とみなす。

3 見積内訳明細書の提出について

入札公告、入札説明書又は指名通知において、見積内訳明細書を1回目の入札時に提出してください。

なお、見積内訳明細書は、低入札価格調査制度を適用する工事にあつては、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠となる場合があります。また、見積内訳明細書の様式は、建築工事及び建築設備工事の場合は別に示すものとし、それ以外の工事では本工事費内訳書に準じたものとします。

4 秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱」の遵守等について

秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱」（平成4年2月20日付け監-1640）を遵守するものとし、特に次の事項に留意して下さい。

- (1) 下請業者の選定に当たっては、建設業法等関係法令の規定をみたすものであることはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況等を的確に評価し、優良な者を選定すること。
- (2) 下請契約の締結及び下請代金の支払いに当たっては、同要綱を遵守し、適正に行うこと。
- (3) 施工体制台帳等を整理する等により、工事の施工体制を的確に把握すること。
- (4) 建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払いに努めること。また、平成9年4月から1週間の法定労働時間が原則として40時間となったことに加え、令和6年4月から建設業の時間外労働規制が適用となったので、これを遵守し、労働時間の短縮や休日の確保に十分留意すること。

なお、当町では、土曜日、日曜日及び祝日等（夏期、年末年始休暇を含む。）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合わせて、平均13.8日／月を超える場合は、工期延長を求めることができることとしています。

5 下請負届の届出の徹底について

特別契約事項第7条の規定に基づき、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、直ちに下請負届を提出しなければなりません。

6 下請負及び資材調達等に関する町内業者の活用について

下請負及び資材調達等に関しては、町内業者を利用することとし、町内で調達等ができない場合は、「町外業者下請契約に関する事前協議書」を提出し、発注担当者と打ち合わせすること。※別紙フロー図参照

7 「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」に基づく取り組みについて

「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」に基づき、工事の施工にあたっては、秋田県知事が認定したリサイクル製品等を優先的に使用してください。

8 工事施工における安全対策の徹底について

町では、作業員全員参加により月当たり半日以上の時間を割当てて安全研修・訓練に係る経費を予定価格に計上しています。この研修等を適正に実施するとともに、安全管理の徹底に努め、労働災害の防止について万全の措置を期してください。

9 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 工事用資材及び建設副産物等の運搬に当たっては、積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 施工計画書の提出に当たっては、過積載防止対策について記載すること。
- (4) 下請契約の相手方又は資材納入業者等を選定するにあたっては、これまでの交通違反歴等を十分考慮すること。

10 法第12条団体等加入者の使用促進について

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進してください。

11 建設業退職金共済制度への加入等について

町では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。

- (1) 建退共制度の証紙貼付方式とした場合は、対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、電子申請方式とした場合は、対

象労働者に係る退職金ポイントを購入し、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に対し、電子申請専用サイトを通じて勤労状況報告を行い、掛金を充当すること。

- (2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、証紙貼付方式とした場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること。また、電子申請方式とした場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントを合わせて購入し、退職金ポイントの充当を一括して申請すること。又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済並びに共済証紙証紙等」という。）の購入及び貼付又は掛金充当を促進すること。

- (3) 建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を証紙貼付方式においては工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に、電子申請方式においては工事請負契約締結後 40 日以内に町に提出すること。

なお、電子申請方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して機構の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作等の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙等の購入予定時期を書面により申し出ること。

- (4) (3) の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入したときは、当該共済証紙等に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、(3) の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- (5) 秋田県の「建設業退職金共済制度取扱要綱」に定める建設業退職金共済制度掛け金充当実績総括表及び建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して町に提出すること。

- (6) 町から共済証紙等の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の当該事務の受託に努めること。

建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度（以下「労災保険」という。）への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。

- (1) 工事請負契約を締結した場合は、公益財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書その他の共済、保険制度の加入を証する書面の写しを契約締結後1週間以内に町に提出すること。
- (2) 一人親方や中小事業主等は、その業務の実態等により雇用労働者に準じて保護することが適当であるとして、労災保険の特別加入が認められていることから、不慮の作業事故に備えるため、工事に参加する一人親方等に対し、労災保険の加入を促すこと。

13 社会保険等未加入対策について

町では、技能労働者等の雇用環境の改善や建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を図るため、社会保険等加入義務があるにもかかわらず未加入の業者に対しては、次の措置を講じますので、十分に留意してください。

- (1) 元請負人で社会保険等未加入業者は、定期入札参加資格審査等において、有資格者名簿に登録しない。
- (2) 元請負人は、下請契約がある場合は、施工体制台帳をもとに全ての元請負人の社会保険等への加入状況について確認を行うこと。また、加入義務があるにもかかわらず未加入である業者と下請契約することを禁止する。

附 則

この留意事項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、公布の日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、令和8年〇月〇日から施行する。

◆下請業者が町外業者の場合

